

標準報酬月額および保険料月額表

Table with 5 main sections: 標準報酬 (Standard Salary), 一般保険料 (調整含む) (General Insurance Premium - Adjusted), 一般保険料 (General Insurance Premium), 調整保険料 (Adjusted Insurance Premium), 一般保険料 (調整含む) (General Insurance Premium - Adjusted), 基本保険料 (調整含む) (Basic Insurance Premium - Adjusted), 特定保険料 (Specified Insurance Premium), 介護保険料 (Nursing Insurance Premium), and 保険料負担合計額 (Total Insurance Premium Burden). The table lists 50 rows of salary and premium data.

【被保険者負担別に円未満の端数がある場合について】

①事業主が、給与から控除する場合は、被保険者負担分の端数が90銭以下の場合も切り捨て、50銭を超える場合は負担上げます。

②被保険者が、事業主の方へ現金で支払う場合は、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は負担上げます。

※①②に関わらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

●特定保険料とは高齢者のための支度金・納付金等による費用

●基本保険料とはその他の保険給付費や保健事業等のための費用